

報告第15号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生日名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	総務企画局	1. 5. 9	円 972,000	平成31年1月31日、高津区***** *****で、本市普通乗用車が、駐車場から出ようと後退した際、被害者所有の表示灯に接触し、破損させたもの
2	経済労働局	31. 2. 6	円 588,751	平成30年12月11日、高津区***** *****で、本市軽ライトバンが、駐車しようとして後退した際、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
3	経済労働局	1. 5. 13	円 72,900	平成30年11月28日、高津区***** *****で、本市軽ライトバンが、左折しようとした際、右側から走行してきた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
4	環境局	31. 2. 27	円 340,484	平成30年3月23日、高津区***** *****で、本市軽ダンプごみ収集車が、移動しようとして後退した際、歩行中の被害者に接触し、負傷させたもの
5	環境局	31. 3. 8	円 76,673	平成31年2月6日、多摩区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、駐車していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの

6	環境局	31. 3. 13	円 207,400	平成30年10月8日、被害者宅敷地内で、本市小型ごみ収集車が、方向転換のため後退した際、バケツから汚水が飛散し、被害者所有のウェットスーツ等を汚損させたもの
7	環境局	31. 3. 18	円 67,068	平成31年1月15日、川崎区***** ***で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の外壁に接触し、破損させたもの
8	環境局	1. 5. 8	円 9,461	平成31年4月1日、多摩区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、停車していた被害者所有の小型ごみ収集車を追い越そうとした際、当該小型ごみ収集車に接触し、破損させたもの
9	中原区役所	31. 2. 27	円 41,000	平成30年10月29日、中原区***** *****で、本市小型ライトバンが、敷地内から道路に出ようとした際、被害者所有の門扉に接触し、破損させたもの
10	消防局	31. 3. 19	円 294,754	平成30年12月22日、麻生区***** *****で、本市救急車が、左折した際、横断歩道で倒れていた被害者に接触し、負傷させたもの
11	環境局	31. 2. 19	円 16,200	平成30年4月3日、川崎区***** **で、本市職員が、し尿の収集作業中、被害者所有の仮設トイレを破損させたもの
12	建設緑政局	31. 1. 30	円 133,920	平成30年8月16日、宮前区***** *****で、幹が腐食していた街路樹が倒れ、被害者(ア)所有のブロック塀を破損させ、及び被害者(イ)所有のトイレ等を破損させたもの
13	建設緑政局	31. 2. 25	円 570,422	
14	建設緑政局	31. 3. 27	円 81,896	平成30年1月25日、中原区***** ***で、被害者が歩行中、グレーチングの破損により生じた隙間に足を踏み入れて転倒し、負傷し、及び被害者所有の腕時計等が破損したもの
15	建設緑政局	31. 3. 27	円 13,878	平成30年9月30日、宮前区***** **で、被害者所有の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの
16	建設緑政局	31. 4. 25	円 176,850	平成30年11月20日、麻生区***** **で、被害者所有の小型乗用車が、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該小型乗用車を破損させたもの
17	建設緑政局	31. 4. 26	円 325,404	平成30年12月25日、中原区***** ***で、被害者所有の小型ごみ収集車が、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該小型ごみ収集車を破損させたもの

18	中原区 役所	31. 1. 31	円 49,608	平成30年7月3日、被害者宅先路上で、本市職員運転の自転車が、歩行中の被害者に接触し、負傷させたもの
----	-----------	-----------	-------------	--

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
140	29.12.14	久末住宅 新築第2 号工事	川崎市川崎区浅田3丁目 1番19号 大場建設株式会社 代表取締役 大場 秀光	契約金額 622,080,000 円	契約金額 640,303,920 円	31. 3.13	川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に より、増額 の変更を行 うものでは る。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
27	29. 3. 17	五反田川 放水路施 設整備工 事	<p>横浜市中区吉田町65番 地</p> <p>清水・馬淵共同企業体</p> <p>代表者 清水建設株式会社 取締役社長 井上 和幸</p> <p>構成員 馬淵建設株式会社 代表取締役 馬淵 圭雄</p>	<p>契約金額</p> <p>4,341,912,120 円</p>	<p>契約金額</p> <p>4,391,783,280 円</p>	31. 3. 25	<p>川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に より、増額 の変更を行 うものであ る。また、 現場精査を 踏まえた設 計数量の増 減による内 容変更を行 うものであ る。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
96	30. 6. 21	東扇島掘 込部地盤 改良その 1工事	<p>横浜市中区山下町25番 地15 東洋・あおみ・不動テ トラ共同企業体 代表者 東洋建設株式会社 代表取締役社長 武澤 恭司 構成員 あおみ建設株式会社 代表取締役社長 河邊 知之 構成員 株式会社 不動テトラ 代表取締役社長 奥田 眞也</p>	<p>契約金額 1,792,800,000 円</p>	<p>契約金額 1,887,440,400 円</p>	31. 3. 19	<p>川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に より、増額 の変更を行 うものでは ある。また、 工事着手後 に現地土を 採取して行 う配合試験 の結果によ り、海上地 盤改良工（ 固化工）に おけるセメ ント添加量 が変更した こと等によ る増額変更 を行うもの である。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
97	30. 6. 21	東扇島堀 込部地盤 改良その 2工事	<p>横浜市中区太田町1丁目 15番地 関内東亜ビル 東亜・みらい・本間共同 企業体</p> <p>代表者 東亜建設工業株式会社 代表取締役社長 秋山 優樹</p> <p>構成員 みらい建設工業株式会社 代表取締役 小西 武</p> <p>構成員 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎</p>	<p>契約金額 1,939,010,400 円</p>	<p>契約金額 1,974,501,360 円</p>	31. 3. 19	<p>川崎市工 事請負契約 約款第26 条第6項か ら第8項ま での規定に より、増額 の変更を行 うものであ る。また、 工事着手後 に現地土を 採取して行 う配合試験 の結果によ り、海上地 盤改良工（ 固化工）に おけるセメ ント添加量 が変更した こと等によ る増額変更 を行うもの である。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
117	30.10.15	東扇島堀 込部井筒 式護岸築 造その1 工事	横浜市中区太田町1丁目 15番地 関内東亜ビル 東亜・みらい共同企業体 代表者 東亜建設工業株式会社 代表取締役社長 秋山 優樹 構成員 みらい建設工業株式会社 代表取締役 小西 武	契約金額 1,377,453,600 円	契約金額 1,381,750,920 円	31. 3.19	工事着手 後の現地測 量の結果に より、海上 地盤改良工 (サンドコ ンパクショ ンパイル) における杭 長・本数が 変更したこ と等による 増額変更を 行うもので ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
171	30.12.13	東扇島堀 込部井筒 式護岸築 造その2 工事	横浜市中区山下町25番 地15 東洋・不動テトラ共同企 業体 代表者 東洋建設株式会社 代表取締役社長 武澤 恭司 構成員 株式会社不動テトラ 代表取締役社長 奥田 眞也	契約金額 859,260,312 円	契約金額 844,793,280 円	31. 3.19	工事着手 後の協議結 果により、 本土工（鋼 管矢板）に おける鋼管 矢板仕様が 変更したこ と等による 減額変更を 行うもので ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
104	28. 6. 16	等々力硬 式野球場 改築工事	<p>横浜市中区太田町4丁目 51番地</p> <p>鹿島・石井・松浦共同企 業体</p> <p>代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役 押味 至一</p> <p>構成員 石井建設工業株式会社 代表取締役社長 石井 一登</p> <p>構成員 松浦建設株式会社 代表取締役 松浦 秀敏</p>	<p>契約金額 7,656,785,280 円</p>	<p>契約金額 7,649,344,080 円</p>	31. 3. 29	<p>廃棄物混 じり土等の 追加対策工 事につい て、コンク リートガラ の処分数量 が減となっ たため、減 額の変更を 行うもので ある。</p>

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	31. 3. 1	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料1,616,290円、延滞金及び平成30年10月4日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月114,600円の支払を求めるもの
2	31. 3. 25	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料715,987円、延滞金及び平成30年12月27日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月31,700円の支払を求めるもの
3	31. 3. 25	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料492,754円、延滞金及び平成31年1月9日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月16,100円の支払を求めるもの